韮崎市第８期障がい福祉計画
韮崎市第４期障がい児福祉計画

（令和 9～11 年度）

（素案）

韮　崎　市

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

本計画は、令和６年３月に『地域の絆で支え合い、すべての人が輝けるまち　にらさき』を基本理念に策定した「韮崎市第６次障がい者ふれあい計画（令和 6～11 年度）」の実現に向け、障がい者施策を計画的に推進していくための実施計画として位置付けられています。

３年ごとの見直しの時期にあたり、前計画である「韮崎市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」の進捗状況や障がい福祉サービス等の利用実績の検証結果、国から示された基本計画的な指針等を踏まえて、新たな３年間の具体的な実施計画を策定するものです。

２　計画の対象

本計画の主な対象は、障がいのある人や難病[1]患者及びその家族、介助者などです。ここでいう「障がいのある人」とは、障害者基本法第 2 条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を意味します。

また、障がい者施策を推進することにおいて、周囲の人々が障がいに対する理解を深めることが重要となるため、全市民及び事業者を計画の対象とします。

３　計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画と、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した計画です。

また、本計画は「韮崎市第８次総合計画」や「韮崎市地域福祉計画」、「韮崎市第６次障がい者ふれあい計画」を上位計画として位置づけるとともに各種関連計画との整合性を図りながら定めるものとします。

[1] 難病：原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれのある疾病等。経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。令和４年１月現在、国では 338 の疾病を指定難病としている

4　計画の期間

本計画の期間は、令和９年度から令和 11 年度までの３か年とします。

なお、国や山梨県の施策の動向、障がいのある人を取り巻く環境の変化などを見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

<table>
<tr><th>令和
6 年度</th><th>令和
7 年度</th><th>令和
8 年度</th><th>令和
9 年度</th><th>令和
10 年度</th><th>令和
11 年度</th></tr>
<tr><td colspan="6">韮崎市第６次障がい者ふれあい計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">韮崎市第７期
障がい福祉計画</td><td colspan="3">韮崎市第８期
障がい福祉計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">韮崎市第３期
障がい児福祉計画</td><td colspan="3">韮崎市第４期
障がい児福祉計画</td></tr>
</table>

5　計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、関係者の意見を反映させるため、福祉・医療関係者及び当事者団体の代表などから構成される韮崎市障がい者施策推進協議会にて、計画内容を検討いただきながら策定しました。また、パブリックコメント制度に則り、市民の皆さまの意見を広く反映するため、計画案を市ホームページなどで公表し、意見を募集しました。

【パブリックコメントの概要】

実施期間　：令和　年　　月　　日～令和　年　月　　日

意見提出数：　件

第２章　本市の障がいのある人の現状

１　人口・世帯の状況

（1）年齢３区分別人口の推移

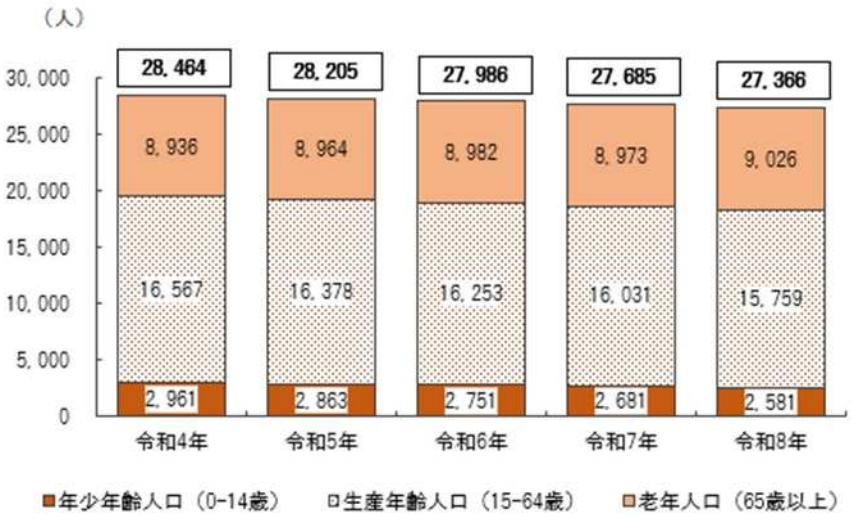

出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

本市の総人口は年々減少傾向にあり、令和８年においては 27,366 人となっています。令和４年と令和８年を比較すると、老年人口は 90 人増加、生産年齢人口は 808 人減少、年少人口は 380 人減少しています。

（2）一般世帯人員と一般世帯数、１世帯あたり人員の推移

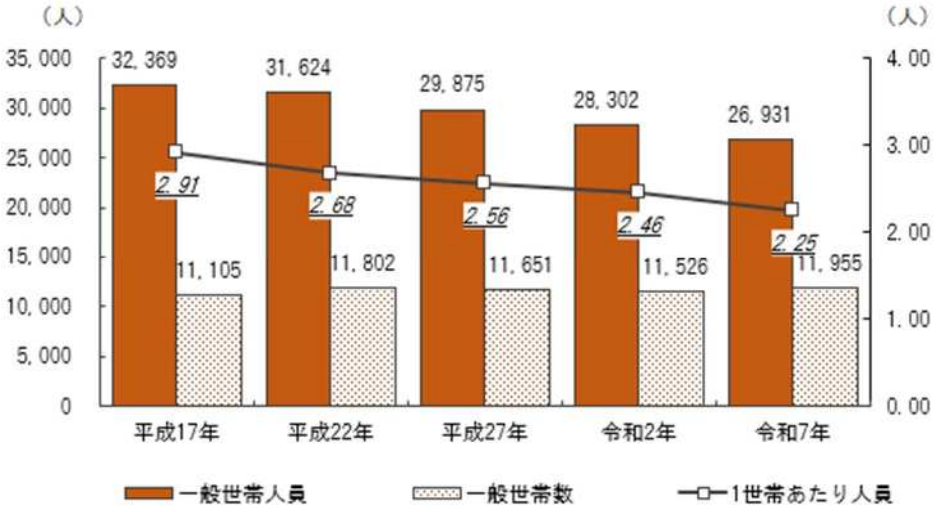

出典：国勢調査（各年 10 月１日現在）

一般世帯人員と１世帯あたり人員は、平成 17 年以降やや減少傾向にあります。一般世帯数においては、平成 17 年以降やや増加傾向にありましたが平成 27 年から令和７年にかけては再び減少しています。令和７年においては、一般世帯人員が 26,931 人、１世帯あたり人員は 2.25 人となっています。

2　障がいのある人に関する状況

(1) 障がい種別障害者手帳所持者数の推移

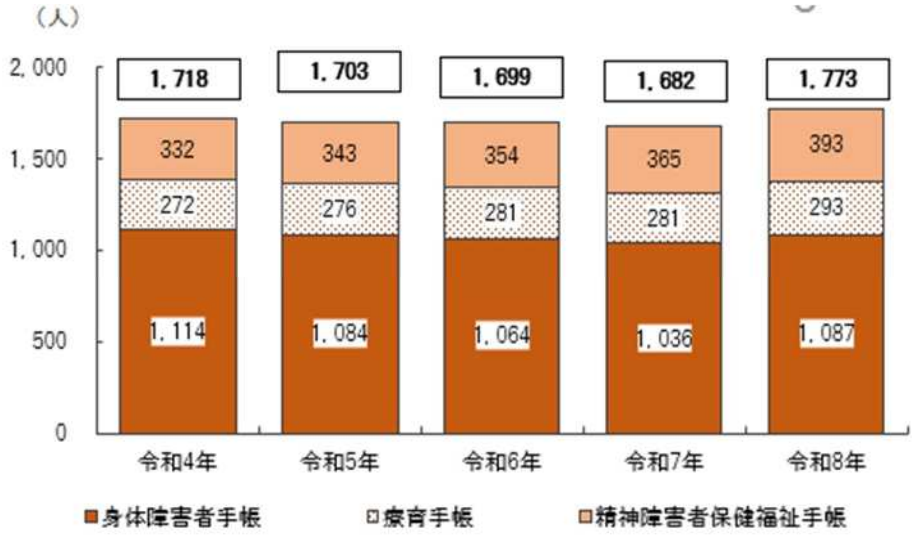

出典：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

障害者手帳所持者の推移をみると、令和 4 年以降はほぼ横ばいの状態が続いていますが、令和 8 年においては、身体障害者手帳[2]所持者が 1,087 人、療育手帳[3]所持者が 293 人、精神障害者保健福祉手帳[4]所持者が 393 人となっています。

[2] 身体障害者手帳：身体障害者福祉法に基づき、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として都道府県知事等が交付するもの。障がいの程度により１級から７級までの等級区分があり、１級から６級まで手帳の交付が受けられる

[3] 療育手帳：知的障がいのある人に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障がいのある人に対して交付される手帳。障がいの程度は、Ａ―１、Ａ―２ａ判定が最重度、Ａ―２ｂ、Ａ―３判定が重度、Ｂ―１判定が中度、Ｂ―２判定が軽度となっている

[4] 精神障害者保健福祉手帳：精神保健福祉法に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定し証票として都道府県知事等が交付するもの。交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることにより、精神障がいのある人の社会復帰、自立並びに社会参加の促進を図ることを目的としている。障がいの程度により１級から３級までの等級区分がある

(2) 年齢３区分別障害者手帳所持者数及び各人口に占める割合の推移

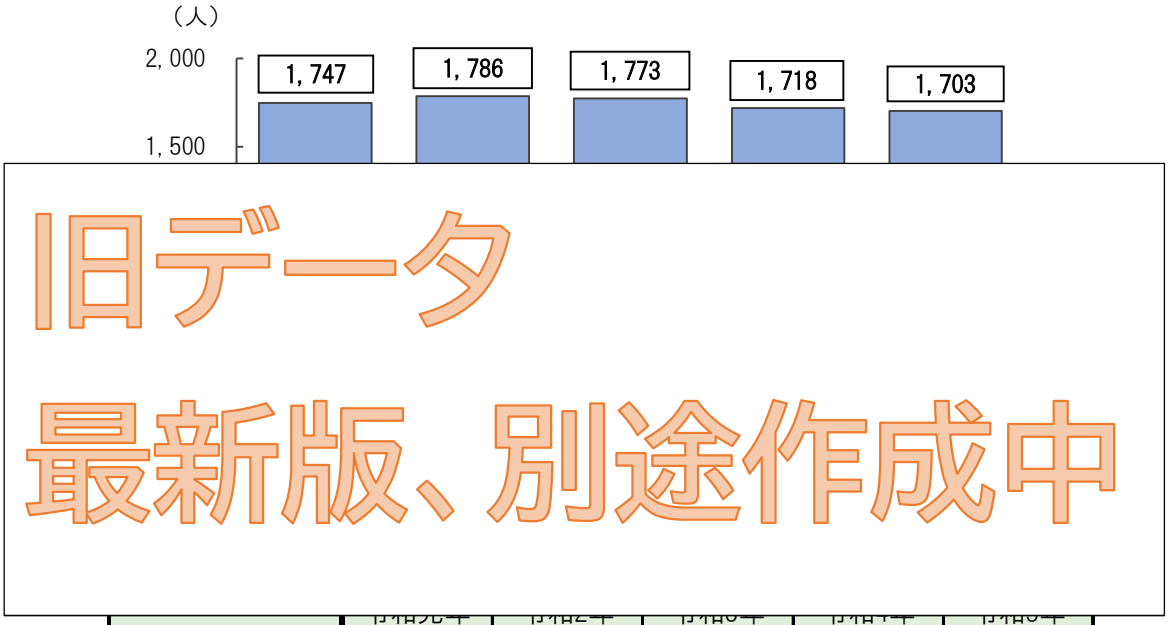

0～14歳	1. 6	1. 9	1. 8	1. 7	1. 7
15～64歳	4. 0	4. 2	4. 2	4. 3	4. 4
65歳以上	11. 3	11. 4	11. 3	10. 8	10. 5

出典：福祉課（各年４月１日現在）

年齢３区分別の障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年以降はほぼ横ばいの状態が続いており、令和５年においては０～14 歳が 49 人、15～64 歳が 717 人、65 歳以上が 937 人となっています。また、各年齢区分の人口に占める割合をみると、令和元年から令和５年のすべてにおいて 65 歳以上が最も多く、約１割を占めています。令和５年においては、０～14 歳が 1.7%、15～64 歳が 4.4%、65 歳以上が 10.5%となっています。

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

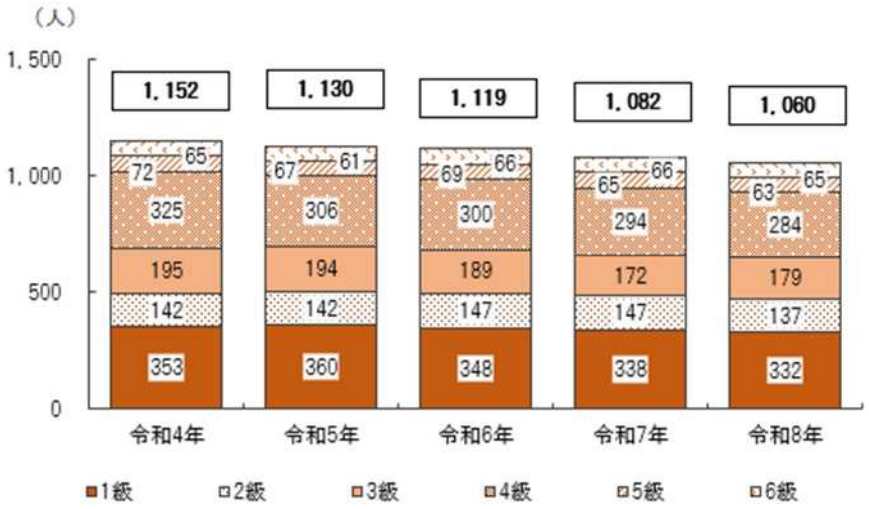

出典：福祉課（各年４月１日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移は、令和４年以降やや減少傾向にあり、令和８年においては合計 1,060 人となっています。等級別でみると、１級が 332 人と最も多く、次いで４級が 284 人、３級が 179 人となっています。各年いずれにおいても１級の占める割合が多く、３割強となっています。

(4) 年齢３区分別身体障害者手帳所持者数の推移

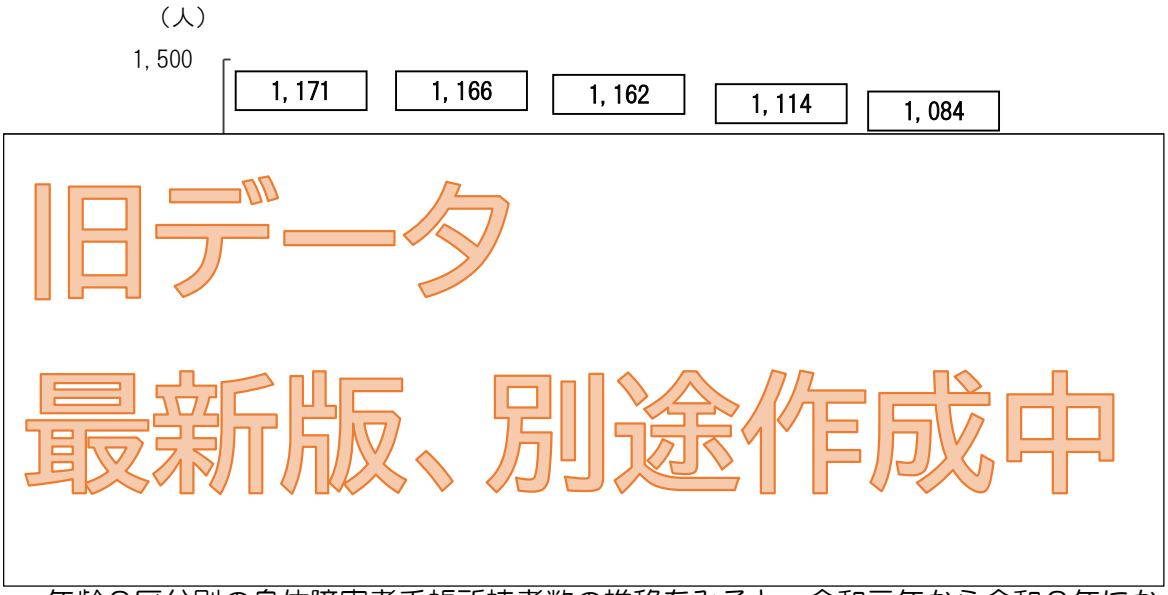

年齢３区分別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年から令和３年にかけては横ばい、それ以降はやや減少傾向にあります。また、0～14 歳・15～64 歳はほぼ横ばいですが、65 歳以上は令和４年以降減少傾向にあり、令和５年においては、0～14 歳が 16 人、15～64 歳が 268 人、65 歳以上が 800 人となっています。

(5) 等級別・障害種別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・咀嚼機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	18	4	0	133	199
2級	25	13	0	96	5
3級	6	10	10	88	73
4級	7	14	3	119	135
5級	8	1	0	59	0
6級	3	32	0	23	0
合計	67	74	13	518	412

出典：福祉課（令和５年４月１日現在）

等級別・障害種別の身体障害者手帳所持者数をみると、１級・４級は内部障がい、２

旧データ

最新版、別途作成中

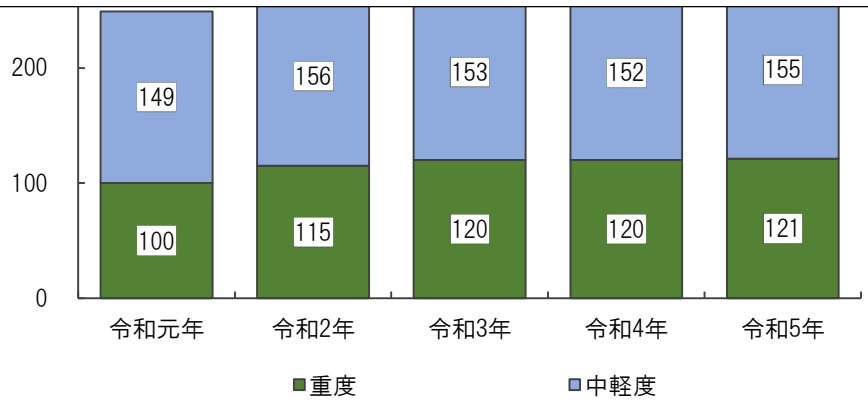

出典：福祉課（各年４月１日現在）

療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年から令和２年にかけてはやや増加し、それ以降は合計 270 人台で推移しています。等級別でみると、令和５年においては、「重度」が 121 人、「中軽度」が 155 人となっています。

(7) 年齢３区分別療育手帳所持者数の推移

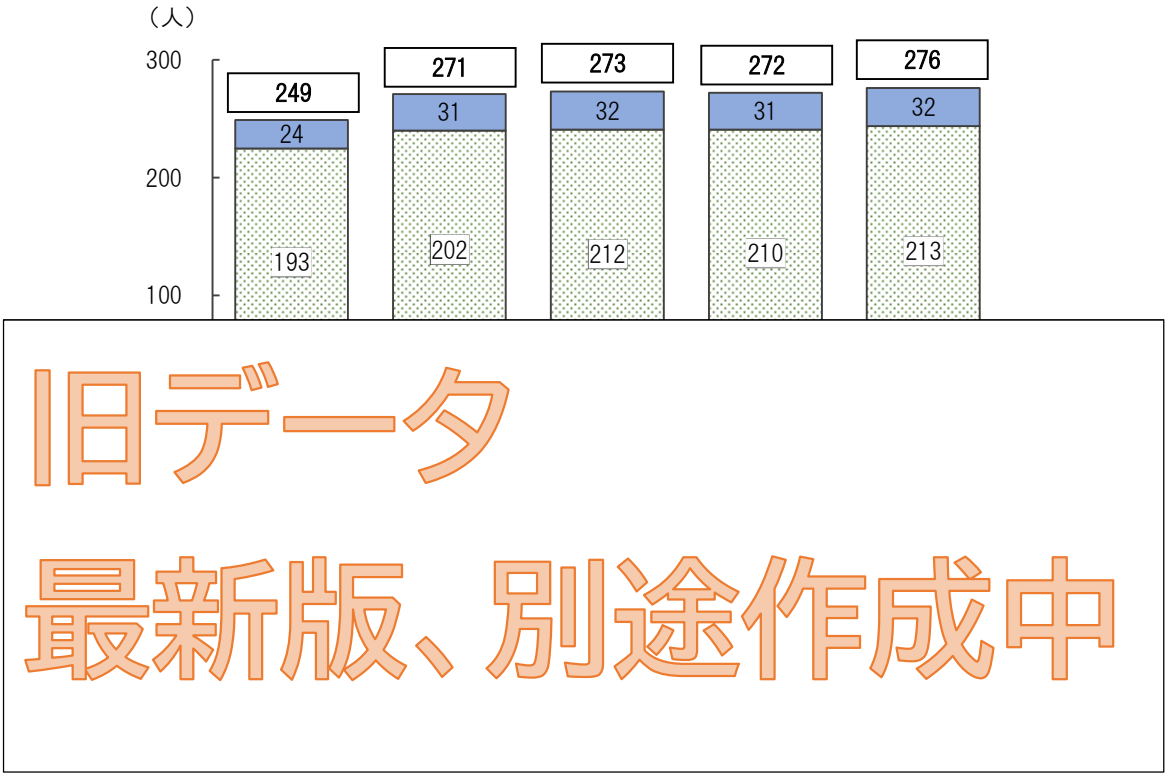

旧データ

最新版、別途作成中

(8) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

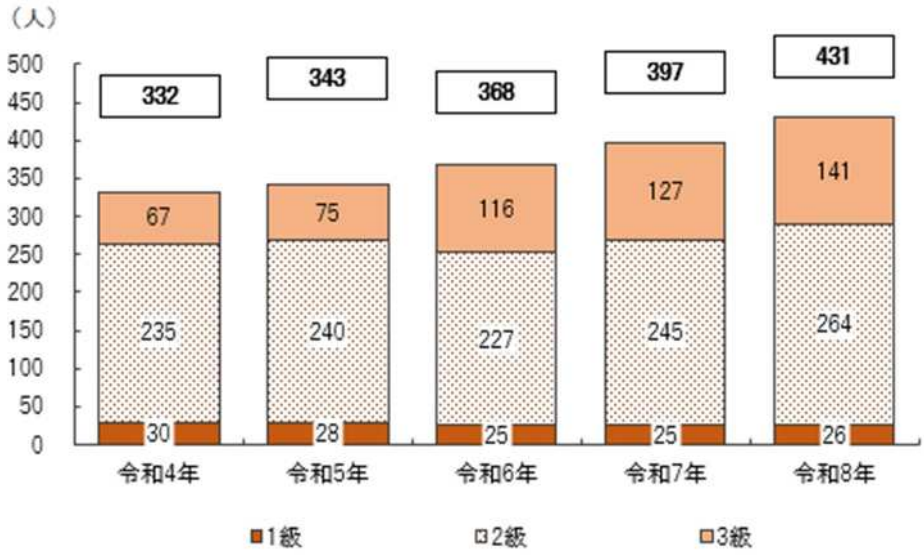

出典：福祉課（各年４月１日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、令和４年以降増加傾向にあります。等級別でみると、「1 級」「2 級」はやや増減を繰り返して、「3 級」は増加傾向にあります。

(9) 年齢３区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

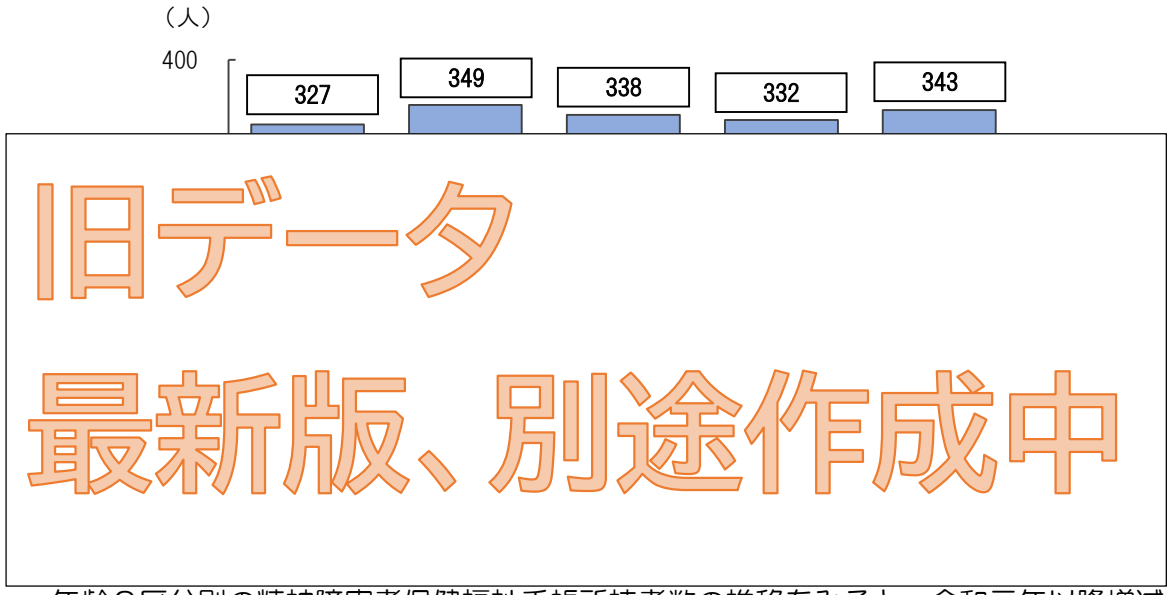

年齢３区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年以降増減を繰り返しています。令和５年においては、0～14 歳が２人、15～64 歳が 236 人、65 歳以上が 105 人となっています。

(10) 障害福祉サービス等受給者数の推移

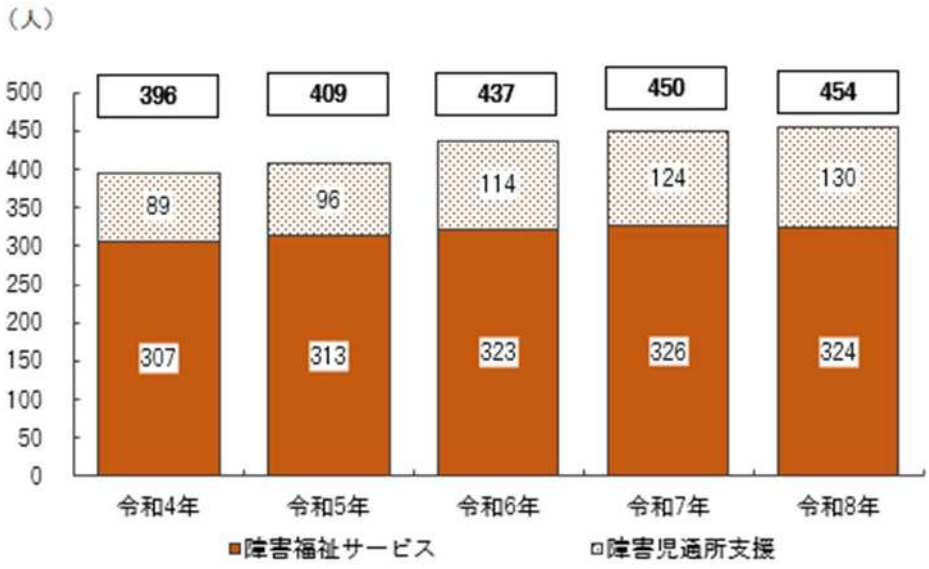

出典：福祉課（各年４月１日現在）

障害福祉サービス等受給者数の推移は、令和４年以降増加傾向にあります。令和４年から令和８年にかけては、合計人数が 396 人から 454 人に増加しています。種別でみると、令和４年から令和８年にかけて、障害福祉サービスは 17 人増加、障害児通所支援は 41 人増加しています。

(11) 特別支援学級[5]の設置状況の推移

		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
小学校	学校数　（校）	5	5	5	5	5
	特別支援学級数　（学級）	15	13	14	16	18
中学校	学校数　（校）	2	2	2	2	2
	特別支援学級数　（学級）	6	7	8	7	7
合計	学校数　（校）	7	7	7	7	7
	特別支援学級数　（学級）	21	20	22	23	25

出典：教育課（各年４月１日現在）

特別支援学級の設置状況は、令和８年において２５学級設置されており、令和４年と比較すると４学級増加しています。

(12) 特別支援学級の区分別在籍者数の推移

単位：人

		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
							令和４年との比較
小学校	肢体不自由	1	1	1	0	0	0.00　倍
	知的障がい	20	24	24	22	19	0.95　倍
	自閉症・情緒障がい	20	24	32	41	48	2.40　倍
	病弱	1	0	0	1	1	1.00　倍
	難聴	1	0	0	1	1	1.00　倍
	合計	43	49	57	65	69	1.60　倍
中学校	肢体不自由	1	1	1	1	1	0.00　倍
	知的障がい	8	8	7	8	13	1.63　倍
	自閉症・情緒障がい	7	6	14	13	15	2.14　倍
	病弱	1	2	1	0	0	ー　倍
	難聴	0	1	1	1	0	ー　倍
	合計	17	18	24	23	29	1.71　倍
合計	肢体不自由	2	2	2	1	1	0.50　倍
	知的障がい	28	32	31	30	32	1.14　倍
	自閉症・情緒障がい	27	30	46	54	63	2.33　倍
	病弱	2	2	1	1	1	0.50　倍
	難聴	1	1	1	2	1	1.00　倍
	合計	60	67	81	88	98	1.63　倍

出典：教育課（各年度４月１日現在）

特別支援学級の区分別在籍者数は、上記の表のとおりとなっています。

[5] 特別支援学級：学校教育法施行規則により、知的障がいや肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある子どものために、各小中学校に設置されているもの

(13) 県内特別支援学校[6]での市内在住者の在籍状況の推移

単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
小学部	18	16	15	13	16
中学部	11	12	9	12	8
高等部	17	20	20	14	16
合計	46	48	44	39	40

出典：教育課（各年度４月１日現在）
※富士見支援学校旭分校除く

県内特別支援学校での市内在住者の在籍状況の推移は、令和４年から令和８年にかけて、40～50 人前後で推移しています。令和５年においては小学部が 16 人、中学部が８人、高等部が１６人となっています。

[6] 特別支援学校：平成 19 年より始まった従来の盲・聾・養護学校などの障がいの種類を超えた学校制度。障がいの程度が比較的重い視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもを対象としている

第３章　第８期障がい福祉計画

１　基本指針[7]の成果目標・活動指標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針	継続入所者を除いた新規入所者について、地域生活への移行を推進します。 地域生活支援拠点等を整備・機能強化し、高齢化・重度化や「親なき後」に対応できる支援体制を構築することが基盤となります ・令和７年度末時点の施設入所者数の６%以上が地域生活へ移行する。 ・令和１１年度末の施設入所者数を令和７年度末時点の施設入所者数から５%以上削減する。
韮崎市の指針	入所施設利用者の地域生活への移行について、本人及び家族の意思を最優先とし、本人が地域で安心して生活できる環境整備が整った段階で、段階的かつ個別的に支援を進める。 施設は、地域生活への移行支援機能を強化し、グループホーム等の地域資源との連携を深める。 ・地域生活移行者数については、３人（6.6%）の移行を目指します。 ・入所数については、３人（6.7%）の削減を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和７年度末時点の入所者数	４５人	令和７年度末の施設入所者数（A）
令和１１年度末時点の入所者数	４２人	令和１１年度末の施設入所者数（B）
【目標値】地域生活移行者数	３人	施設入所からグループホーム、一般住宅へ移行した者の数（C）
	6.6%	地域移行の割合（C／A×100） **【国目標 6%以上】**
【目標値】入所者数削減見込	３人	入所者数削減見込（D＝A－B）
	6.7%	削減割合（D／A×100） **【国目標 5%以上】**

[7] 基本指針：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」を指す

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	精神障害者が地域社会で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者が重層的に連携する地域包括ケアシステムの構築を推進しています。協議の場の開催や目標設定を通じて、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助等のサービス提供体制を整備し、入院中心から地域生活中心へ転換することで、精神障害者の自立と社会参加を実現する共生社会を目指しています。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場について、以下の項目を示すものとする。 ①年間開催回数 ②保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 ④心のサポーター養成研修実施回数 ⑤精神保健福祉相談員講習会等の実施回数
韮崎市の指針	保健、医療、福祉関係者による協議の場での課題抽出と、心のサポーター養成研修等による人材育成を両輪として、個別支援から地域課題解決に向けた取り組みを推進します。

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	―	下記の活動指標により、定期的に状況の確認を行う中で実施

■活動指標

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 年間の開催回数	８回	８回	８回
保健、医療、福祉、介護等の関係者の参画の有無	14 人	14 人	14 人
協議の場における目標の設定状況	３項目	３項目	３項目
協議の場における評価の実施状況	１回	１回	１回
心のサポーター養成研修実施回数	１回	１回	１回
精神保健福祉相談員研修会等の実施	１回	１回	１回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	•令和 11 年度末までに各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ年 1 回以上運用状況を検証、検討する。 • 令和 11 年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害[8]を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。
韮崎市の指針	• 峡北地域障がい者自立支援協議会により、地域生活支援拠点の利用状況の検証や機能強化を図るための検討を行います。 • 強度行動障害を有する方の支援ニーズを把握し、サービス提供事業者に対しても専門的な人材が確保できるよう、県研修の斡旋など、支援体制の整備を進めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】地域生活支援拠点等における機能の充実	―	下記の活動指標により、定期的に状況の確認を行う中で実施

■活動指標

項目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置の有無	有	有	有
支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無	有	有	有
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	6回	6回	6回
強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握等についての取り組み	有	有	有

[8] 強度行動障害：自傷や他傷、物損、睡眠や食事の乱れ、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要となっている状態

（4）福祉施設から一般就労への移行等

国の指針	障害のある人が、自らの適性と希望に応じて、一般企業での就労、福祉的就労、社会参加など、多様な働き方を選択できるよう支援する。 特に、一般就労を希望する者に対しては、就労移行支援等を通じた段階的な移行を推進する。 ・就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を通じて、令和 11 年度中に一般就労に移行する者を令和６年度の移行実績の 1.31 倍以上とする。 ・就労移行支援を通じて、令和 11 年度中に一般就労に移行する者を令和６年度の移行実績の 1.14 倍以上とする。 ・就労継続支援Ａ型を通じて、令和 11 年度中に一般就労に移行する者を令和６年度の移行実績の 1.52 倍以上とする。 ・就労継続支援Ｂ型を通じて、令和 11 年度中に一般就労に移行する者を令和６年度の移行実績の 1.67 倍以上とする。
韮崎市の指針	就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援の提供体制を確保しつつ、障害者就業・生活センター、ハローワーク等と連携して、一般就労への移行と職場定着を推進する。 ・就労移行支援事業では、９人（1.80 倍）以上の移行を目指します。 ・就労移行支援では、２人（2.0 倍）以上の移行を目指します。 ・就労継続支援Ａ型では、５人（1.66 倍）以上の移行を目指します。 ・就労継続支援Ｂ型では、２人（2.0 倍）以上の移行を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和６年度の就労移行支援事業等における一般就労移行者数	５人	令和６年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数（Ａ）
【目標値】 令和 11 年度の就労移行支援事業等における一般就労移行者数	９人	令和 11 年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数（Ｂ）
	1.80 倍	倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標 1.31 倍以上】**
令和６年度の就労移行支援における一般就労移行者数	１人	令和６年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数（Ａ）
【目標値】 令和 11 年度の就労移行支援における一般就労移行者数	２人	令和 11 年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数（Ｂ）
	2.0 倍	倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標 1.14 倍以上】**
令和６年度の就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数	３人	令和６年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数（Ａ）
【目標値】 令和 11 年度の就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数	５人	令和 11 年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数（Ｂ）
	166 倍	倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標 1.52 倍以上】**

令和６年度の就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数	１人	令和６年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数（Ａ）
【目標値】 令和 11 年度の就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数	２人	令和 11 年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数（Ｂ）
	2.0 倍	倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標 1.67 倍以上】**

(5) 就労移行支援事業の事業所ごとの移行率

国の指針	・令和 11 年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 50%以上とする。
韮崎市の指針	・令和 7 年度時点において就労移行支援事業所は 1 か所です。令和 11 年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者割合が５割以上の事業所を、全体の 50%以上を維持するように支援します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和 11 年度（令和７年度）の就労移行支援事業所数	１か所	令和７年度時点で市内に所在している就労移行支援事業所の数（Ａ）
上記のうち、就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所数	１か所	就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の数（Ｂ）
【目標】一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	100%	割合が５割以上の事業所の割合 （Ｂ／Ａ×100） **【国目標 50%以上】**

(6) 就労定着支援事業の利用率・就労定着支援事業による就労定着率

国の指針	就職後の継続就労を重視し、生涯にわたる職業生活の構築を目指し、職場での人間関係構築や生活面での安定、メンタルヘルスケアなど包括的な定着支援を通じて、障害者が地域社会の一員として経済的自立と社会参加を実現する真の自立を目指しています。企業側の受け入れ体制と障害者側の定着支援の両輪で、施設入所から地域生活への移行と並行して一般就労への移行を進め、移行者の安定就労を保障する共生社会の実現を推進しています。 ・令和 11 年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和 6 年度の実績の 1.47 倍以上とする。 ・令和 11 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 25%以上とする。 【対象者】就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した者
韮崎市の指針	韮崎市は、市内の就労定着支援事業所の設置数、利用者数、支援実績を把握し、不足地域への新規事業所開設を支援する必要があります。同時に、職場定着に必要なスキル研修の実施と先進事例の学習・共有の場を提供することで、事業所の専門性向上を図ります。さらに、利用しやすい相談体制の整備と就労移行支援事業所との円滑な引き継ぎ体制を構築することにより、障害者が就職後も継続して働き続けられる支援環境を整備します。 ・就労定着支援事業では、２人（2.0 倍）以上の利用を目指します。 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合は、25%以上を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和 6 年度の就労定着支援事業利用者数	１人	令和 6 年度において就労定着支援事業を利用した者の数（A）
【目標値】 令和 11 年度の就労定着支援事業利用者数	２人	令和 11 年度において就労定着支援事業を利用する者の数（B）
	2.0 倍	倍率（B）／（A）**【国目標 1.47 倍以上】**
令和 11 年度（令和 7 年度）の就労定着支援事業所数	１か所	令和 7 年度時点で市内に所在している就労定着支援事業所の数（A）
上記のうち、就労定着率が７割以上の事業所数	１か所	そのうち、就労定着率が７割以上の事業所の数（B）
【目標値】 就労定着率が７割以上の事業所の割合	100%	就労定着率が７割以上の事業所の割合（B／A×100） **【国目標 25%以上】**

(7) 就労選択支援事業の利用

国の指針	・協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置する。 ・令和 11 年度における就労選択支援を利用する障害者の数を８万２千人以上とする。
韮崎市の指針	・令和７年度末時点で就労選択支援事業所はありませんが、令和１１年度における事業所数を 1 事業所以上設置することを目指します。 ・令和１１年度末の就労選択支援利用者数８人以上を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和 11 年度末の就労選択支援事業所数	１か所	令和１１年度末時点で市内に所在している就労選択支援事業所の数
令和 11 年度末就労選択支援利用社数	８人	令和１１年度末における就労選択支援利用者数

(8) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	・令和 11 年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域支援拠点等及び協議会の設置・整備を行なった上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ・基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組むの体制を確保する。 ・令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。
韮崎市の指針	・基幹相談支援センターの職員スキルアップと機能強化により、利用者が必要とする相談支援を提供できる体制を整備します。引き続き、峡北地域障がい者自立支援協議会や地域の相談機関と連携を図りながら支援体制の充実を図るとともに、セルフプランの利用者に対する相談支援の充実により、のぞまないセルフプランを作成しないようにします。

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】 相談支援体制の充実・強化	―	下記の活動指標により、定期的に状況の確認を行う中で実施

■活動指標

項目		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
総合的・専門的な相談支援体制の実施（基幹相談支援センター等の設置数）	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の実施	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10 件	10 件	10 件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	10 件	10 件	10 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	12 回	12 回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	6 回	6 回	6 回
	主任相談支援専門員の配置数	0 人	1 人	1 人
地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みのために必要な協議会の体制確保	協議会の体制の確保の有無	有	有	有
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	4 回	4 回	4 回
	協議会の参加事業者・機関数	27 件	30 件	30 件
	協議会の専門部会の設置数	3 件	4 件	4 件
	協議会の専門部会の実施回数（頻度）	20 回	24 回	24 回

(9) 障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築

国の指針	・令和 11 年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。 ・利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公開制度において、各事業所の情報の公表率及び更新率を百パーセントとすることを基本とする。
韮崎市の指針	・障害福祉サービスに係る研修へ継続的に参加し、担当職員の資質向上を図ります。審査支払等システムでの審査結果を活用し、サービス提供事業所や関係自治体との研修等により、課題等の共有、解決に努めます。また、障害福祉サービス等情報公開制度における各事業所の情報公表率及び更新率の向上を支援し、利用者が良質なサービスを適切に選択できる環境整備に取り組みます。

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】研修への積極的な参加	―	下記の活動指標により、定期的に状況の確認を行う中で実施
【目標】審査支払システムにおける審査エラー等の内容分析結果の共有	１回	関係自治体やサービス提供事業所との研修会等の実施回数

■活動指標

項目			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数		１人	１人	１人
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果やその分析結果を活用した取り組みの実施	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有
		実施回数	12 回	12 回	12 回

2　障害福祉サービス等の概要

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に位置づけられる事業は、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」、「児童福祉法による給付」の３つで構成されています。また、「自立支援給付」は介護給付、訓練等給付、相談支援を含んだ「障害福祉サービス」と、「自立支援医療」、「補装具」の３つに分かれており、全国一律の共通した枠組みにより実施するものです。

「地域生活支援事業」は、障がいのある人が、相談支援事業、日常生活用具給付等事業などを通じ、それぞれが有する能力及び特性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、地域や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施しています。

「児童福祉法による給付」は、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供することを目的としています。



3　障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

※見込量の単位

●時間　…月間のサービス提供時間

●人日　…月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数

●利用者…月間の利用人数＝実人員

※見込量はこれまでの利用実績や伸び率、地域移行等の状況を踏まえて算出します。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

内容	自宅で入浴・排泄・食事の介護等を行います。
対象者	障がい種別は問わず、障害支援区分が区分１以上の人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	時間	854	935	982	1030	1030	1030
	利用者	54	57	60	63	63	63

②重度訪問介護

内容	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを行います。
対象者	重度の肢体不自由者、重度の知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護を必要とする人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
重度訪問介護	時間	57	113	115	165	165	165
	利用者	2	2	2	3	3	3

③同行援護

内容	重度の視覚障がいのある人の移動支援を行います。
対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
同行援護	時間	13	15	15	15	20	20
	利用者	2	1	1	1	2	2

④行動援護

内容	行動に著しい困難がある人に、行動する際の危険回避に必要な支援、外出時の移動支援を行います。
対象者	知的障がいまたは精神障がいにより、行動に著しい困難を有する障がいのある人で、障害支援区分が区分３以上の常に介護を必要とする人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
行動援護	時間	44	61	48	50	50	55
	利用者	5	6	6	6	6	7

⑤重度障害者等包括支援

内容	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等の複数のサービスを包括的に提供します。
対象者	常に介護を必要とする人の中でも、介護の必要性が特に高い人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	利用者	0	0	0	0	0	0

■確保のための方策

●令和 6 年度から 8 年度の実績及び見込値をみると、施設や精神科病院からの地域移行の推進や親亡き後の単身生活なども見据えて、地域で安心して暮らすことができるよう障がい特性に応じた支援が提供できるサービス提供事業者の拡充に努めます。

●行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方に対して、専門的な人材が確保できるよう、サービス提供事業者に対して山梨県主催の専門研修などの周知を図るとともに、新規設置を支援します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

内容	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
対象者	地域や入所施設において安定した生活を送るために常時介護等の支援を必要とする人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人日	1,930	1,920	1,879	1,880	1,880	1,880
	利用者	97	96	95	95	95	95
(うち、重度障害者)	人日	―	46	45	43	42	41
	利用者	―	2	2	2	2	2

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

内容	自立した生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
対象者	地域生活を送る上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援を必要とする障がいのある人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立訓練（機能訓練）	人日	10	9	7	8	8	8
	利用者	1	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	122	63	63	63	63	63
	利用者	6	3	3	3	3	3

③就労選択支援

内容	就労支援サービス事業所と、就労支援サービスを利用する意向のある障がい者が協力して、希望する職種や労働条件、能力・適性、働く先で必要となる合理体配慮などについて評価・整理し、職業指導等の実施や就労支援サービスの利用につなげます。
対象者	就労を希望する障がいのある人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援	利用者	―	0	2	2	3	3

④就労移行支援

内容	一般企業への就労を希望される人に一定期間、就労に必要な訓練を行います。
対象者	就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就労移行支援	人日	36	90	93	132	145	145
	利用者	2	6	7	10	11	11

⑤就労継続支援（Ａ型）

内容	一般企業への就労を希望される人に一定期間、就労に必要な訓練を行います。
対象者	企業等での就労が困難な人で、雇用契約に基づいて継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労継続支援（Ａ型）	人日	402	475	462	448	436	423
	利用者	20	25	25	24	24	23

⑥就労継続支援（Ｂ型）

内容	一般企業への就労を希望される人に一定期間、就労に必要な訓練を行います。
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等での雇用に結びついていない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じて生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労継続支援（Ｂ型）	人日	2,108	2,074	2,200	2,334	2,477	2,628
	利用者	117	122	131	141	152	164

⑦就労定着支援

内容	就労移行支援等の利用を経て一般就労した人に、自宅等へ訪問し、生活、家計、体調管理などの必要な指導・助言等の支援を行います。
対象者	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労定着支援	利用者	0	1	0	1	1	1

⑧療養介護

内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や看護、介護及び日常生活の支援を行います。
対象者	医療機関等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がいのある人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
療養介護	利用者	5	5	5	5	5	5

⑨短期入所

内容	介護者が病気等の場合に短期間、夜間も含め、施設（病院）で入浴・排泄・食事の介護等を行います（医療型の場合、医療行為を含む）。
対象者	介護者の病気等により、短期間の入所を必要とする人 ※福祉型は障がい者支援施設等で、医療型は医療機関や診療所、介護老人保健施設で実施

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所（福祉型）	人日	260	133	128	130	140	140
	利用者	26	19	20	21	22	22
（うち、重度障害者）	人日	―	11	11	11	10	10
	利用者	―	1	1	1	1	1
短期入所（医療型）	人日	―	27	27	30	30	30
	利用者	―	3	3	4	4	4
（うち、重度障害者）	人日	―	27	27	27	27	27
	利用者	―	3	3	3	3	3

■確保のための方策

●令和６年度から８年度の実績及び見込値において、就労継続支援Ｂ型と就労移行支援が増加傾向にあります。今後もニーズに応じた適切なサービス利用ができるよう努めていきます。

●就労移行支援、就労継続支援Ａ型については、一般就労への移行準備として利用される方も多いため、身近な場所で利用できる事業所が確保できるよう、峡北地域障がい者自立支援協議会による協議を進めながら社会資源の開発を推進していきます。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

内容	施設、グループホーム等を利用していた一人暮らしを希望する人の居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、助言や関係機関との連絡調整等を行います。
対象者	施設入所やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がいのある人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者	1	1	1	1	1	1

②共同生活援助（グループホーム）

内容	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
対象者	すべての障がいのある人（身体障がい者は65歳未満のうち障害福祉サービス等を利用したことがある人）

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
共同生活援助（グループホーム）	利用者	41	48	53	58	64	70
(うち、重度障害者)	利用者	―	7	8	8	8	9

③施設入所支援

内容	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。
対象者	生活介護のうち障害支援区分が区分４以上の人または自立訓練・就労移行支援等の利用者のうち地域の社会資源の状況等により通所が困難な人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設入所支援	利用者	43	44	43	42	41	40

■確保のための方策

●令和６年度から８年度の実績及び見込値において、施設入所支援が横這いから、減少傾向が予想されます。利用者の高齢化により、介護保険サービスへの移行しているケースもあるため、スムーズに移行できるように関係機関と連携を図っていきます。また、親亡き後を見据え、病院や施設から地域生活への移行や、地域生活が継続できるよう、相談支援事業所と連携を図り、共同生活援助や自立生活援助の活用を推進していきます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

内容	障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、計画の見直しを行います。
対象者	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者・障がい児 地域相談支援を利用するすべての障がい者

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	利用者	108	110	117	125	133	142

②地域移行支援

内容	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
対象者	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域移行支援	利用者	6	1	1	2	2	2

③地域定着支援

内容	施設や病院から地域生活や一人暮らしへ移行した障がいのある人が安定した地域生活を営むことのできるよう、緊急事態等に備えて常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じる事態等に対処するため、相談その他必要な支援を行います。
対象者	居宅において、単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない障がい者

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域定着支援	利用者	7	6	8	8	8	9

■確保のための方策

●令和６年度から８年度の実績及び見込値において、計画相談支援が増加しており、地域定着支援も増加傾向にあります。必要な支援を適切に利用できるよう、継続して計画相談支援の利用促進を図っていきます。地域定着支援については精神科病院や障害者支援施設など関係機関と連携を図り、安心して地域生活が送れるよう推進していきます。

●令和６年度から８年度の実績及び見込値における地域移行支援の利用は低調でした。長期入院・入所者がスムーズに地域移行できるよう、本人、家族、地域関係者等へ理解啓発を行い、利用促進に努めます。

4　地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策

※見込量の単位

●有無…事業の実施の有無　　●箇所　…年間の事業者設置数
●件　…年間の件数　　●利用者…年間の利用者数
●時間…年間のサービス提供時間

【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業

内容	地域住民を対象に、障がいの特性や障がいのある人への理解を深めることを目的とした研修・啓発活動を行います。
対象者	地域住民

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

■確保のための方策

●障がい及び障がいのある人への理解をテーマとした市民向けまちづくり出前塾を実施し、理解・啓発を進めます。

●4月2日の「自閉症啓発デー」や4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」、9月23日の「手話言語の日」、12月3日から9日までの「障害者週間」等の期間を中心に、広報紙への記事の掲載や市内各所での掲示、平和観音像などのライトアップによる理解促進・啓発活動を行います。

●心のバリアフリーの推進を図るため、内部障がいや難病の人、義足や人工関節を使用している人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークを導入しています。

②自発的活動支援事業

内容	障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を目指し、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
対象者	障がいのある人やその家族、地域住民など

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

■確保のための方策

●心身障がい児者父母の会による話し合いの場「父母の会フリースペース」の運営については、基幹相談支援センター職員がバックアップして、継続した場の確保に努めます。

●地域のサークル活動として定着してきた「手話サークル活動」については、手話の普及を図るため、会場の確保など継続的に支援します。

③相談支援事業

内容	障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他必要な援助を行います。福祉課をはじめ、指定相談支援事業所で実施しています。
対象者	障がいのある人やその家族、支援者など

■見込量（月あたり）

			実績値		見込値	計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談支援事業	指定特定相談支援事業所	箇所	7	7	7	7	7	7
	指定一般相談支援事業所	箇所	0	0	0	0	0	0
	指定障害児相談支援事業所	箇所	2	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業		有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業		件	0	0	0	0	0	0

■確保のための方策

●基幹相談支援センターの運営については、市において、複雑化した課題や多様化するニーズに対応できるよう社会福祉士などの専門職を配置して継続して取り組みます。一般的な相談支援を行う障害者相談支援事業についても基幹相談支援センター内で継続して実施します。

●指定特定、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、本人中心の支援を行うため、中立・公平な立場でサービスの調整を行う重要な役割を担っています。近年、微増傾向にありますが、対応できる相談支援専門員は慢性的に不足しているため、峡北地域障がい者自立支援協議会などを通じて、市内の関係法人などに対し、相談支援専門員の増員や相談支援事業の新設など、理解協力が得られるよう体制の確保に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

内容	障がい当事者の権利を擁護するための成年後見制度の利用において費用の補助が必要な人に、制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
対象者	知的障がい者または精神障がい者で、補助がなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
申立て費用助成	件	1	1	2	2	3	4
報酬助成	件	3	2	3	3	4	5

■確保のための方策

●令和３年度に設置した中核機関を中心に、社会福祉協議会、長寿介護課及び福祉課が連携し、成年後見制度の利用に関する相談支援体制の充実を図ります。また、経済的な理由により申立て費用や後見人等の報酬の負担が困難な人に対し、相談状況や個々の事情を踏まえ、必要な助成を行うことで、成年後見制度の利用を促進し、障がいのある人の権利擁護を図ります。さらに、関係機関と連携した制度の周知・啓発に取り組み、必要な人が制度を利用できるよう支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

内容	成年後見制度の後見事業等を行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含め法人後見の活動を支援します。
対象者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

■確保のための方策

●令和元年 10 月に設置された社会福祉協議会による法人後見について、中核機関を中心に関係機関との連携を強化し、安定的かつ継続的な法人後見活動を支援します。ま

た、法人後見の担い手の確保・育成や市民後見人の活用を検討し、成年後見制度の利用を支える体制の充実を図ります。

⑥意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能等障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。
対象者	聴覚、言語機能、音声機能等障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	有	有	有
手話通訳者派遣事業	件	162	107	161	160	160	160
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1

■確保のための方策

●手話通訳者設置事業については、毎週木曜日に福祉課に手話通訳士を設置しています。今後も聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションが図れるよう、継続実施していきます。

●手話通訳者派遣事業については、聴覚障害者情報センターと連携を図り、日常生活において円滑な意思疎通が図れるよう事業を推進していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

内容	重度の障がいがある人等を対象に、日常生活用具の給付及び貸与により日常生活の便宜を図ります。
対象者	日常生活用具を必要とする障がい者・障がい児・難病患者等

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	件	0	1	1	2	2	2
自立生活支援用具	件	6	4	4	4	5	5
在宅療養等支援用具	件	4	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	8	8	8	9	9	9
排泄管理支援用具	件	547	520	560	560	565	565
住宅改修費	件	0	1	2	2	2	2

■確保のための方策

●排泄管理支援用具の利用が多く継続的な給付が必要なことから、年間需要量を把握し、計画的な給付に努めます。

●入浴補助用具や歩行支援用具などの自立生活支援用具や、人工喉頭などの情報・意思疎通支援用具は増加が見込まれます。支給に際しては必要性や家庭環境など把握したうえで適正な給付を行います。

⑧手話奉仕員養成研修事業

内容	聴覚障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を送るための身近な理解者となる手話奉仕員（日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した人）の養成・研修を行います。
対象者	希望者のうち、本市が適当と認めた人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有	有	有	有

■確保のための方策

●日常会話程度を行う手話技術を習得し、聴覚障害に対する理解が深められるよう、市民に対し、広報や SNS を活用して養成研修の周知を行います。参加しやすい研修となるよう、韮崎市民交流センターニコリを会場とし、時間や内容など、講師と相談しながら参加者の増加を図ります。

⑨移動支援事業

内容	屋外での移動が困難な障がいのある人等に外出の支援を行い、自立生活及び社会参加を促進します。
対象者	障がいのある人で、本市が外出時の移動支援が必要と認めた人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援事業	箇所	16	15	14	14	15	15
	利用者	47	40	37	35	35	35
	時間	1,845	1,673	1,522	1,520	1,520	1,520

■確保のための方策

●サービスとしては、ヘルパーによる外出支援と福祉有償運送による移送支援がありますが、移送支援については市内に実施可能な事業所がありません。事業所確保の課題はありますが、利用ニーズに応えられるよう新規事業者の参入を促進するとともに、他の移動施策も活用しながら課題解決に取り組みます。

⑩地域活動支援センター事業

内容	通所により、創作的活動または生産活動や社会参加等の機会を提供し、障がいのある人の地域生活支援を行います。市内に２か所ある地域活動支援センターのほか、市外のセンターを利用することも可能です。
対象者	地域において就労及び雇用されることが困難な障がいのある人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内事業所	箇所	2	2	2	2	2	2
	利用者	9	8	8	8	8	8
市外事業所	箇所	4	4	4	4	4	4
	利用者	2	3	4	4	4	4

■確保のための方策

●市内には主に精神障がい者を対象とした事業所と主に障がい児を対象とした事業所の２か所が設置されています。利用者数はほぼ横ばいですが、精神科病院退院直後の方の居場所機能や、社会との交流を図るための場として重要な役割を担っているため、地域に開かれた活動が行えるよう継続して実施します。

【任意事業】

①日中一時支援事業

内容	障がいのある人の日中活動の場を確保して、日常的に介護をしている家族の一時的な負担軽減を図ります。
対象者	日中支援する者がいないなど、一時的に見守り等の支援が必要と本市が認めた障がいのある人

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日中一時支援事業	箇所	36	33	33	33	34	35
	利用者	91	70	70	73	75	76
	時間	6,704	4,872	4,900	4,950	5,000	5,100

■確保のための方策

●利用者や、家族のニーズ把握に努めるとともに、事業者の新規参入を募り、安定して利用できる体制の整備を図ります。

②声の広報発行事業

内容	文字による情報入手が困難な視覚障がいがある人等に、音訳（ＣＤ）による広報や議会だよりを定期的に提供します。
対象者	文字による情報入手が困難な視覚障がいがある人等

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
声の広報発行事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者	3	2	2	2	2	2

■確保のための方策

●近年、利用者は減少していますが、身体障害者手帳（視覚障がい）取得時に事業の周知をしていきます。また、視覚障がい者や山梨ライトハウスから意見を聴取し、継続したサービスの提供に努めます。

第４章　第４期障がい児福祉計画

１　基本指針の成果目標・活動指標

（1）重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

国の指針	・令和１１年度末までに、各市町村おいて、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する。 ・各市町村は又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等がインクルージョンを推進する体制を構築する。 ・令和１１年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。
韮崎市の指針	・児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保していきます。 ・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進体制を構築します。 ・保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

■成果目標

①児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	有	児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保
幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	有	
地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	有	
地域のインクルージョン推進の中核としての機能	有	
地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能	有	
地域社会への参加・抱容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無	有	地域社会への参加・抱容（インクルージョン）を推進する体制
インクルージョン推進のための協議の場の設置	有	インクルージョン推進のための協議の場の設置

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

項目	数値	考え方
地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無	有	保育所等訪問支援が利用できる体制の整備や、保育・教育施設等との連携による地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

③インクルージョン推進のための協議の場の設置

項目	数値	考え方
インクルージョン推進のための協議の場の設置の有無	有	保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

(2) 重症心身障害児を支援する事業所の確保

国の指針	・令和 11 年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保する。市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。 ・地域の実情により主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業等の確保であっても差し支えない。
韮崎市の指針	・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所は市内で確保済みです。各事業所と連携を図り、体制づくりを行います。

■成果目標

①児童発達支援事業所数

項目	数値	考え方
令和７年度末の児童発達支援事業所数	１か所	令和７年度末の児童発達支援事業所数
【目標値】 令和 11 年度末の児童発達支援事業所数	１か所	令和 11 年度末の児童発達支援事業所数
うち、圏域での設置数	―	そのうち、圏域で設置する場合

②放課後等デイサービス事業所数

項目	数値	考え方
令和７年度末の放課後等デイサービス事業所数	１か所	令和７年度末の放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 令和 11 年度末の放課後等デイサービス事業所数	１か所	令和 11 年度末の放課後等デイサービス事業所数
うち、圏域での設置数	―	そのうち、圏域で設置する場合

(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場

国の指針	・令和 11 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。各市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない。
韮崎市の指針	・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場、医療的ケア児等コーディネーターともに圏域で行い、関係機関と連携をはかっていきます。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和７年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場	１か所	令和７年度末の児童発達支援事業所数⇒保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場
【目標値】 令和 11 年度末の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場	２か所	令和 11 年度末の児童発達支援事業所数⇒保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場
うち、圏域での設置数	１か所	そのうち、圏域で設置する場合
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	１人	基幹相談支援センター、児童発達支援センター等における、医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

(4) 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

国の指針	・令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。 各市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない。
韮崎市の指針	・各関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児及びその家族への伴走的な相談体制を確保します。

■成果目標

項目	数値	考え方
令和 11 年度末における伴走的な相談支援体制及び連携体制	1 か所	令和 11 年度末における伴走的な相談支援体制及び連携体制の確保
【目標値】 令和 11 年度末における伴走的な相談支援体制及び連携体制の場	1 か所	**【目標値】** 令和 11 年度末における伴走的な相談支援体制及び連携体制の場
うち、圏域での設置数	―	そのうち、圏域で設置する場合

2　障がい児支援サービスの見込み量と確保のための方策

※見込量の単位

●人日　　…月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数

●利用者　…月間の利用人数＝実人員

●配置人数…市内における配置人数

①児童発達支援・医療型児童発達支援

内容	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。（児童発達支援） 医療的ケアが必要な障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。（医療型児童発達支援）
対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子ども（児童発達支援） 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある子ども（医療型児童発達支援）

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	人日	286	316	325	330	360	390
	利用者	26	28	29	30	33	36
（うち、重度心身障がい児）	人日	―	0	0	10	10	10
	利用者	―	0	0	1	1	1
（うち、医療的ケア児）	人日	―	27	27	29	29	30
	利用者	―	2	2	3	3	3

②放課後等デイサービス

内容	障がいのある子どもに日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。
対象者	学校教育法に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある子ども

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後等デイサービス	人日	961	1,044	1,211	1,404	1,629	1,889
	利用者	80	87	101	117	136	158
(うち、重度心身障がい児)	人日	―	81	81	109	126	146
	利用者	―	6	6	8	10	11
(うち、医療的ケア児)	人日	―	4	4	5	5	6
	利用者	―	1	1	2	2	2

③保育所等訪問支援

内容	保育所等を現在利用中または今後利用予定のある障がいのある子どもが、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。
対象者	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校などに在籍している障がいのある子ども

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所等訪問支援	人日	25	31	35	40	45	51
	利用者	25	31	35	40	45	51

④居宅訪問型児童発達支援

内容	重度の障がい児等で、児童発達支援を受けるために、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行います。
対象者	重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	5	5	5
	利用者	0	0	0	1	1	1

⑤障害児相談支援

内容	障がいのある子どもの心身の状況や環境、当事者または保護者の意向などを踏まえて、障害児支援利用計画の作成（障害児支援利用援助）を行います。また、給付決定の有効期間内において、継続して支援を適切に利用することができるように、サービス等の利用状況の検証（継続障害児支援利用援助）を行い、必要に応じて計画の変更申請などを勧奨します。
対象者	障害児通所支援を利用するすべての障がい児

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児相談支援	利用者	35	40	46	54	63	73

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	保健、医療、福祉その他の関連分野における支援を調整するコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、医療的ケア児（者を含む）に対する総合的な支援体制を構築します。
対象者	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども（人）

■見込量（月あたり）

		実績値		見込値	計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	1	1	1	1	1	1

■確保のための方策

●令和６年度から令和８年度の実績及び見込値をみると、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援が増加しています。市内でサービス提供できる事業者は少なく、市外の事業者を利用する方も多い状況となっています。身近な地域で必要なサービスが提供できるよう、市内のサービス提供事業者や相談支援事業者のほか、医療・保健・教育などの関係機関との連携を強化し、サービスの提供体制の確保を推進します。

○医療的ケア児のコーディネーターが専門的視点で調整などの支援が行えるよう、指定障害児相談支援事業者と地域の実情を共有し、地域で生活できるシステムが構築できるよう支援していきます。

第５章　計画の推進体制

１　障がいのある人の生活を支援するネットワークの構築

本計画の推進を通して、障がい者が住み慣れた地域で自分らしく活動できる社会を構築することにおいては、行政による対応・支援だけでなく、障がい者団体、市民、ボランティア団体、地域の関係団体や企業等の参画と行動が必要です。これらの参画主体と相互に連携を図り、総合的な計画の推進に努めます。

また、暮らしを支えることにおいては、周囲の日頃からの理解と支援が重要なものとなります。そのため、障がい及び障がいのある人に関する施策等の周知や情報提供を行い、問題意識を共有することで積極的な取り組みを促進し、地域全体で支援する環境づくりに努めます。

障がい者施策を一体的に推進していくにあたって、保健・医療・福祉・教育・労働等の各種関係機関の代表者で構成される「韮崎市障がい者施策推進協議会」及び「峡北地域障がい者自立支援協議会」をはじめとする各種協議会を運営し、障がいのある人の支援に関係する各部局・関係団体間の連携を強化し、有機的なつながりの構築を図ります。

２　計画の推進方法

(1) 計画の周知・啓発

本計画の効果的な推進においては、市民一人ひとりによる参画・協力が重要です。計画の公表は、より多くの市民に周知することや透明性を確保する上で必要であることから、市ホームページや広報紙への掲載などの多様な機会を通して、周知の徹底を図ります。

(2) 計画策定後の評価・検証

本計画は、障がいのある人の生活を支える障がい者施策の展開及び障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて推進されるため、ＰＤＣＡサイクル[9]に沿って進捗状況の評価・検証を行いながら施策全般の改善を図っていきます。そのため、「韮崎市障がい者施策推進協議会」において定期的に計画の進捗状況について報告・確認を行い、分析・評価のもと課題への対応を図ります。

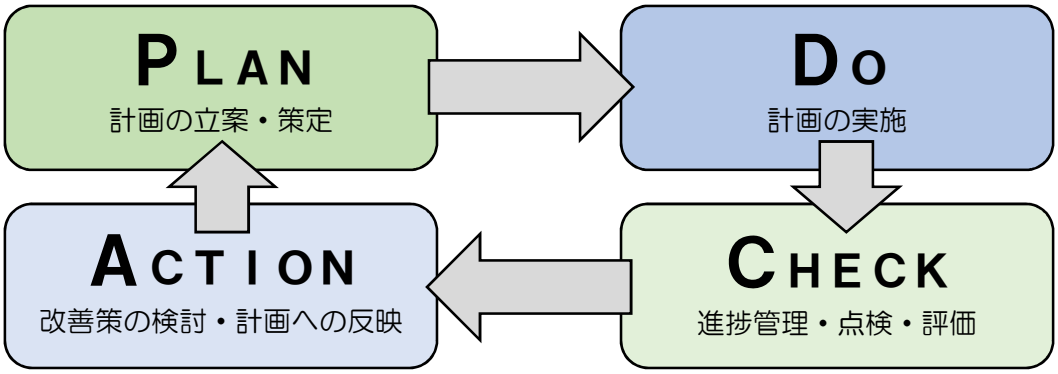

[9] ＰＤＣＡサイクル：点検・評価を一連のシステムとして進める手法で、計画を立て（Ｐｌａｎ）、実行し（Ｄｏ）、実行した結果を評価し（Ｃｈｅｃｋ）、計画のさらなる見直し（Ａｃｔｉｏｎ）を行うこと

資料編

1　策定経過

調整中

2　韮崎市障がい者施策推進協議会委員名簿

作成中

韮崎市
第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画

令和９年３月
発行：韮崎市

〒407-8501 山梨県韮崎市水神１丁目３番１号
TEL：0551-22-1992/FAX：0551-22-8479